

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第161号

京都市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

京都市印鑑条例施行規則の一部を次のように改正する。

第10条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条中「消除」を「抹消」に、「印鑑登録消除申請書」を「印鑑登録抹消申請書」に、「行なう」を「行う」に改める。

第11条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「消除する」を「抹消する」に改める。

第12条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「消除した」を「抹消した」に、「当該消除」を「当該抹消」に、「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「消除」を「抹消」に改める。

第19条中「消除する」を「抹消する」に改める。

第22条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条第1項中「消除」を「抹消」に、「認可地縁団体印鑑登録消除申請書」を「認可地縁団体印鑑登録抹消申請書」に改める。

第23条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「消除する」を「抹消する」に改める。

第24条の見出し中「消除」を「抹消」に改め、同条中「消除した」を

「抹消した」に、「当該消除」を「当該抹消」に改める。

第3号様式2(2)備考以外の部分中「消除年月日」を「抹消年月日」に、「消除事由」を「抹消事由」に改める。

第4号様式(裏面)備考以外の部分中「たいせつに」を「大切に」に、「下さい」を「ください」に、「の消除を受けよう」を「を抹消しよう」に、「または」を「又は」に改める。

第7号様式注以外の部分中「印鑑登録消除申請書」を「印鑑登録抹消申請書」に、「の消除」を「の抹消」に改め、同様式注1, 2及び4中「下さい」を「ください」に改める。

第9号様式1及び同様式2備考以外の部分中「(交付番号)」を削る。

第10号様式備考以外の部分中「(交付番号)」を削る。

第14号様式注以外の部分中「認可地縁団体印鑑登録消除申請書」を「認可地縁団体印鑑登録抹消申請書」に、「の消除」を「の抹消」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証は、この規則による改正後の京都市印鑑条例施行規則の規定により交付された印鑑登録証とみなす。

(文化市民局市民生活部区政推進課)